

○議案第48号 守口市老人福祉センター条例の一部を改正する等の条例案

□□□審議経過□□□

＝福祉教育委員会委員長報告＝

ご報告申し上げます。

本案は、高齢者の健康、いきがいの増進などの場として利用されてきた老人福祉センターについて、老朽化などの課題もあり、将来の活動の場のあり方を検討した結果、同センターがこれまで果たしてきた機能は市内全域のコミュニティ施設等において継承・集約化が可能であると判断したことから、同センターを廃止しようとするものであります。

本委員会といたしましては、慎重に審査を行いました結果、今回の施設の集約化は、今後、エリアコミュニティセンター等での活動や様々な機会でもって、高齢者が幅広い世代の市民等との交流を促進していくという観点もあり、市として、今後とも老人クラブや地域などと連携し、高齢者のより活発な活動へと繋がっていくよう取り組まれないこと。

また、今後、高齢者の生きがいづくりなどの相談機能を担う常設スペースを保健センター内に設置することや老人クラブ連合会の行事等の場所の確保など種々検討しているとのことであり、老人福祉センターが果たしてきた役割や老人クラブの活動の意義に鑑み、施設廃止後、これまでの事業や活動が継続して行っていけるよう遺漏なく取り組まれないこと。

なお、菊水老人福祉センターは南部の、佐太老人福祉センターは東部の各エリアコミュニティセンター開設と同時に廃止することが想定されており、広報や掲示物など様々な方途で施設利用者への周知が行き渡るよう意を配されたいとの希望意見を付し、賛成多数をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、真崎委員におかれましては、機能の拡充ではなく施設の集約を行うものであり、廃止を前提に検討されており、今後、削減可能という施設の維持管理費もわずかであることなどから、施策の一貫性がなく断じて認められないとの理由から、反対の意を表明されましたことを付言いたします。

以上、委員長報告といたします。